

平成 24 年度第 2 期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等

(建設局, 都市計画総局, 消防局, 神戸新交通(株), 神戸市道路公社)

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
<p>ア 視覚障がい者誘導用ブロックの設置</p> <p>本市では、すべての人にとって使いやすい道路となるよう「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」を策定し、様々な道路整備に適用している。</p> <p>マニュアルでは、視覚障がい者の安全性・利便性の向上を図るために、視覚障がい者誘導用ブロックの色彩や設置方法などを規定している。</p> <p>しかし、以下の工事では視覚障がい者誘導用ブロックがマニュアルどおりに設置されていなかった。</p> <p>すべての人にとって使いやすい道路とするため、マニュアルに基づき適切に設計・整備すべきである。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p> <p>[No.3 垂水妙法寺線(妙法寺南)街路築造工事その3] (建設局東部建設事務所)</p> <p>[No.12 鳴尾御影線歩道改良工事(その2)] (建設局北建設事務所)</p> <p>[No.13 鈴蘭台地区他歩道段差解消工事] (建設局垂水建設事務所)</p> <p>[No.28 平成23年度(後期)交通安全施設単価契約工事その3]</p>	<p>[No.3] 平成 25 年 2 月 28 日に西部建設事務所内で勉強会を開催し、請負人への適切な指導、及び監督員による現地の確認を徹底することを周知徹底した。</p> <p>現地は、平成 25 年 3 月 1 日に手直し工事を実施した。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p> <p>[No.12] マニュアルに対する請負人の認識不足と監督員による現場確認が十分でなかったことが原因と考えている。指摘の内容については、平成 25 年 3 月 8 日に安全推進係会議を開催し、ブロックの据付状況を監督員が確認するよう周知徹底した。現地の手直しについては今後対応する。</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[No.13] 監督員にマニュアルの理解が不足していたことが原因であると考えている。指摘の内容については、平成 25 年 2 月 21 日に所内で勉強会を開催し、細心の注意を払ってマニュアルに基づく設計を行うとともに、適切な施工を行うよう周知徹底した。線状ブロックの設置及び輝度比確保のための改修工事を平成 25 年度に行う。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針等</p> <p>措置方針等 ↓ 措置済 平成 26 年 11 月 18 日 参照</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
ア 視覚障がい者誘導用ブロックの設置	<p>[No.28]</p> <p>平成25年3月4日に所内で勉強会を開催し、「現場ではブロック設置方法をマニュアルで十分に確認し、適切にブロックが設置されるように請負人への指示、指導を徹底する。」ということを担当職員へ周知徹底した。現地の手直しは、平成25年1月30日に完了した。</p> <p>(建設局垂水建設事務所)</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
<p>イ 駐輪場の転倒防止柵の設計</p> <p>本工事は、兵庫区の駐輪場整備工事であり、有料駐輪場として運営されている。</p> <p>駐輪場施設については、「自転車駐車場整備マニュアル（自転車駐車場研究会）」に基づいて設計することとしている。</p> <p>しかし、本工事では自転車等の置場の側面に設けられる転倒防止柵の設計において、自転車の転倒（将棋倒し）の防止、歩行者への安全確保等からマニュアルでは高さ 60 cmとされているが、高さ 30 cmで設計されていた。</p> <p>マニュアルに基づき適切に設計すべきである。 (建設局中部建設事務所) [No.18 湊川駐輪場整備工事]</p>	<p>転倒防止柵に使用する部材と、車止めに使用する部材とを区別せずに設計・施工したことが原因である。</p> <p>事務所内において、平成 25 年 2 月 19 日に設計に係る係会議を開催し、細心の注意を払って整備マニュアルに基づく設計を進め、適切な施工を行うよう周知徹底した。</p> <p>平成 25 年 3 月 18 日に、適切な高さの柵に取替える工事を実施した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 設計</p>		
<p>ウ ネットワークの設計</p> <p>本工事は，中央区における新庁舎の映像処理システムの設置工事である。</p> <p>本システムは，危機管理上必要な映像をディスプレイ装置に映し出し，遠隔で切替えるシステムであり，映像切替えにはネットワーク技術を利用している。</p> <p>システムの設計及び施工にあたっては，ネットワーク上に流れるデータを適切に把握し，必要なデータだけを流すようセキュリティ対策を実施する必要がある。</p> <p>しかし，本工事では制御データ（ディスプレイ装置に映し出す映像を切替える信号）のみをネットワークに流し，映像データは映像機器側でネットワークに流れないように設定して構築しているものの，設定を変更すればネットワークに映像データを流すことが可能なシステムとなっていた。</p> <p>システムの設計及び施工にあたっては，システムの保守・点検等により機器の設定が変更される可能性も想定した上で，ネットワークのセキュリティ対策を確実に実施すべきである。</p> <p>（危機管理室） （都市計画総局建築技術部設備課） [No.73 神戸市危機管理システム(映像処理システム)設置工事]</p>	<p>映像処理システムは災害発生時等の初動体制に不可欠な道具として，TV映像や気象情報，消防カメラ映像等必要な映像を選択し，大型ディスプレイに分割表示を行う機能を有している。表示させる映像はリモコンにより操作でき，使いやすく機能的なシステムである。</p> <p>指摘のとおり，万が一保守運用業者が設定を誤るなどした場合，これらの映像ソースがネットワークに流れる可能性のあるシステムとなっていた。これは，映像データがネットワークに流れることがないという思い込みによることが原因である。</p> <p>ネットワークの設計・施工を行う場合には，ネットワーク上に流れるデータの種類を確実に把握し，必要なセキュリティ対策を行うよう，平成25年2月22日の課内会議において周知した。</p> <p>本システムにおいては，万が一誤って設定を変更しても，映像データがネットワークに流れ込まないように，ネットワークを分離するセキュリティ対策を実施した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
<p>ア 人力施工と機械施工の区分</p> <p>本工事は、灘区の電線共同溝の整備及び歩道のバリアフリー化の工事である。</p> <p>工事は通常、効率化・省力化のため機械により施工を行うが、市街地では現場の施工条件や施工量により人力でなければ施工できない場合がある。この場合、積算においても施工条件等を反映する必要がある。</p> <p>しかし、本工区の車道舗装では、車道 1 車線程度を施工する場合など機械施工が可能な部分があるにもかかわらず、人力施工として積算していたため過大となっていた。</p> <p>現場の施工条件を把握し適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[No.4 長田楠日尾線電線共同溝整備工事]</p>	<p>現場の施工条件や積算の適用条件を十分確認できていなかったことが原因であると考えている。指摘の内容については、平成 25 年 3 月 8 日に安全推進係会議を開催し、十分なチェックを行うよう周知徹底した。</p> <p>請負人と協議の上、適切な積算による設計変更を行った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>イ 耐震補強他工事の積算</p> <p>本工事は、長田区の中学校の耐震補強工事であり、あわせて屋上防水及び太陽光発電設備の基礎工事などを行っている。</p> <p>建築工事では、主要資材の数量は設計図面をもとに算出することとしており、積算では現場条件や施工方法を適切に反映する必要がある。</p> <p>しかし、本工事では以下のような違算があった。</p> <p>施工内容や現場条件を把握し適切に積算すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 耐震壁設置工事において、資材（アンカー筋）の数量算出を誤り過大となっていた。 2) 鉄骨ブレース工事において、現場条件では不必要な小運搬を計上したため過大となっていた。 3) 太陽光発電設備の基礎工事費を計上していなかったため過小となっていた。 <p>(都市計画総局建築技術部建築課) [No.53 西代中学校耐震補強他工事]</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) は、縦方向のアンカー筋が、設計図ではシングル配筋とされていたところを、積算ではダブル配筋と誤って計上しており、設計図書から正確な数量の拾い出しが出来ていなかったことが原因である。 2) は、耐震補強面がグラウンドに面しており、十分な施工スペースがあったにもかかわらず、工事現場内における鉄骨の小運搬費用を誤って計上していたもので、現場条件と積算内容の確認が不十分であったことが原因である。 3) は、設計図面の内容と内訳明細書の内容の照査が十分に行われていなかったことが原因である。 <p>これまでも、「積算チェックリスト」を作成し、積算ミスをなくす取り組みを行っているところであるが、より一層積算チェック体制を充実させるために、平成 24 年 11 月に、これまでの「積算チェックリスト」を改定し、工種毎に間違いやすい項目を整理し、チェックリストに反映させ、また、設計事務所用のチェックリストを新たに作成し、設計事務所にも納品前に確認させることとした。</p> <p>平成 25 年 3 月 13 日、14 日に課内研修を行い、数量調書や内訳明細書の照査等について周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>ウ 工事資材数量等の誤り</p> <p>建築工事にかかる工事費の算出では、鉄筋、コンクリートなど工事に必要な資材数量やユニット数を求め、これらに単価を乗じて積算する。この数量は、設計図面をもとに算出することとしている。</p> <p>しかし、以下の工事では設計図面から算出した鉄骨数量やユニット数を設計書に記載する際に、誤った数字を入力したため過大となっていた。</p> <p>適切に積算すべきである。</p> <p>① 須磨区役所の建設工事において、鉄骨数量を数量調書から設計書に記載する際に、誤った数字を入力したため過大となっていたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.47 須磨区役所建設工事]</p> <p>② 中央区の中学校の新築工事において、トイレブースのユニット数を設計書に記載する際に、誤った数字を入力したため過大となっていたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.45 湊翔南中学校新築工事]</p>	<p>これは、数量調書から積算システムに数量を入力する際に誤って入力してしまったことが原因である。</p> <p>これまでも、「積算チェックリスト」を作成し、積算ミスをなくす取組みを行っているところであるが、より一層積算チェック体制を充実させるために、平成 24 年 11 月に、これまでの「積算チェックリスト」を改定し、工種毎に間違いやすい項目を整理し、チェックリストに反映させ、また、設計事務所用のチェックリストを新たに作成し、設計事務所にも納品前に確認させることとした。</p> <p>平成 25 年 3 月 13 日、14 日に課内研修を行い、数量調書と内訳明細書の照査等について周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>エ 仮設足場等の設置期間</p> <p>本工事は、東灘区の神戸市指定有形文化財の保存修復工事である。</p> <p>「神戸市建築工事積算基準」によれば、仮設足場等の積算は、設置に要する「かけ払い費」と設置期間の「賃料」の合計で計算し、改修工事における仮設足場等の設置期間は、施工実態を考慮して設定することとしている。</p> <p>しかし、本工事では保存修復工事に必要な仮設足場、棚足場、養生シート、登り栈橋などの設置期間を、準備・後片付け期間を含め工期全体で積算していたため過大となっていた。</p> <p>工事の施工状況に応じ、仮設足場の設置期間を適切に設定して積算すべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.58 神戸市指定有形文化財旧乾邸保存修復工事]</p>	<p>これは、課内積算基準に施工実態を考慮し、準備・後片付け期間を「工事期間に対する足場存置除外期間」として定めているが、この期間を除外していなかったことが原因である。</p> <p>平成 25 年 3 月 13 日、14 日に課内研修を行い、「課内積算基準」の理解を深めた。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
<p>オ 大型建設機械の運搬費</p> <p>本工事は、兵庫区の橋梁の架替工事である。</p> <p>「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、質量 20 t 以上の大型の建設機械の運搬や分解・組立に要する費用については積み上げにより計上することとしている。</p> <p>しかし、本工事では既設橋を撤去するために必要なトラッククレーンの分解組立・輸送費の台数を誤って計上したため過大となっていた。</p> <p>施工方法に基づき適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局中部建設事務所)</p> <p>[No.7 石井橋架替工事]</p>	<p>積算時における大型建設機械の取扱いに対する認識不足及び発注段階における設計内容の確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>事務所内において、平成 25 年 2 月 19 日に積算に係る係会議を開き、大型建設機械の積算上の取扱い及び十分な審査を実施するよう周知徹底するとともに、設計・積算チェックリストの改善を行った。</p> <p>請負人と協議の上、適切な積算による設計変更を行った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
<p>カ 間接工事費の対象工種の選定及び補正</p> <p>「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、間接工事費の算定は、工種区分にしたがって所定の率計算による額に必要な応じ積み上げて計算する額を加算して行うこととし、工種区分は工種内容によって適切に選定し、複数の工種内容からなる工事は主たる工種内容で選定することとしている。更に、工種区分によって選定した率に施工地域、工事場所を考慮した補正を行うこととしている。</p> <p>しかし、以下の工事では工種区分の選定や補正を誤っていた。</p> <p>施工内容及び施工地域、工事場所の条件を十分確認して積算すべきである。</p> <p>① 灘区の街路築造工事において、主たる工種として「電線共同溝工事」を選定すべきであるが、「道路改良工事」を選定していた。これに伴い、「市街地」の補正ではなく「大都市」の補正が適用されることとなるため過小となっていたもの (建設局東部建設事務所) [No.2 山手幹線(灘)街路築造工事その4]</p> <p>② 兵庫区の駐輪場整備工事において、主たる工種として「道路維持工事」を選定すべきであるが、「道路改良工事」を選定していた。これに伴い、「市街地」の補正ではなく「大都市」の補正が適用されることとなるため過小となっていたもの (建設局中部建設事務所) [No.18 湊川駐輪場整備工事]</p>	<p>① 積算時に施工内容を十分確認できていなかったことが原因と考えている。指摘の内容については、平成25年3月8日に安全推進係会議を開催し、十分に積算のチェックを行うよう周知徹底した。</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>② 駐輪場整備に伴い歩道を再整備する工事内容により「道路維持工事」を選択すべきところ、歩行空間の機能改良を主体と考え「道路改良工事」を選択したことによる誤った判断が原因である。</p> <p>事務所内において、平成25年2月19日に積算に関する係会議を開き、積算において、適切な工種区分の選定を行うよう周知徹底するとともに、設計・積算チェックリストの改善を行った。</p> <p>(建設局中部建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>カ 間接工事費の対象工種の選定及び補正</p> <p>③ 新神戸トンネルのETCガントリーの設置工事において、主たる工種として「道路維持工事」を選定すべきであるが、「道路改良工事」を選定していた。また、「大都市」の補正を行うべきところ、「地方部（一般交通等の影響を受ける）」としていたため過小となっていたもの (神戸市道路公社道路管理センター管理課) [No.95 新神戸トンネルETCガントリー等設置工事]</p> <p>④ 神戸新交通ポートアイランド線の橋梁の耐震補強工事において、主たる工種として「鋼橋架設工事」を選定すべきであるが、「河川・道路構造物工事」を選定していた。これに伴い、「市街地」の補正ではなく「大都市」の補正が適用されることとなるため過小となっていたもの (神戸新交通㈱運輸技術部施設課) [No.86 ポートアイランド線耐震補強工事(その8)]</p>	<p>(神戸市道路公社) 本件については、平成25年3月1日の課内会議において、今後は、工事積算時には工種選定および施工地域の補正において複数職員で十分に検討・確認して積算することを工事担当者に周知徹底した。</p> <p>(神戸新交通㈱) 積算条件の誤りがないよう積算するように平成25年3月8日の課内会議において施設課員に周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>キ 共通費（設備）の違算</p> <p>本工事は、中央区における新庁舎の消防用電話設備の新設工事及び灘区、中央区における消防署等の電話設備の更新工事である。</p> <p>「神戸市電気設備工事積算基準」では、特殊な施工条件でない一般的な改修工事の共通費の算出は、新営共通費率を適用することとしている。</p> <p>しかし、以下の工事では改修共通費率を適用したため、過小となっていた。</p> <p>積算基準に基づき適切に積算すべきである。</p> <p>(消防局総務部施設課)</p> <p>[No.80 神戸市危機管理センター電話設備新設工事]</p> <p>[No.81 神戸市消防局(消防署等)電話設備工事(その1)]</p>	<p>平成 25 年 3 月 6 日の課内会議において、新営工事と改修工事の積算方法について、担当職員に周知徹底すると共に、平成 25 年 3 月 15 日に、都市計画総局に講師派遣を依頼し、積算基準及び積算のチェックポイントについて課内研修を実施した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約		
<p>ア 下請負人届の提出</p> <p>「神戸市工事請負契約約款」によれば、請負人は下請負人を決定したときは、直ちに本市にその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならないとされている。この約款に基づく下請負人届は、当初・変更・最終があり、下請負人の追加・変更などがあった場合には速やかに変更を提出することとされている。</p> <p>しかし、以下の工事では下請人届が規定通りに提出されていなかった。</p> <p>約款に基づき提出させるよう、請負人を適切に指導すべきである。</p> <p>① 当初が「使用する予定であるが未定」で提出されており、その後下請負人を使用しているにもかかわらず変更が提出されていなかったもの (建設局中部建設事務所) [No.7 石井橋架替工事]</p> <p>② 下請負人の追加があったため最終に記載していたが、追加があった時点で変更が提出されていなかったもの (建設局西部建設事務所) [No.14 山麓線(須磨寺・高倉地区)歩道整備工事] [No.24 平成22年度西部管内舗装補修工事]</p>	<p>① 請負人の下請負人届に対する重要性の認識不足ならびに発注者側の必要書類の確認不足及び請負人に対する指導不足が原因である。</p> <p>平成25年2月19日に監督に関する係会議を開催し、請負人に対し神戸市工事請負契約約款に基づく適正な資料の提出を徹底させるよう周知徹底した。さらに平成25年2月27日に中部建設事務所管内工事請負人に対し工事安全対策協議会を開催し、約款を遵守し適正に履行するよう周知徹底した。</p> <p>下請負人届の変更については、既に請負人から提出させた。</p> <p>(建設局中部建設事務所)</p> <p>② 平成25年2月28日に西部建設事務所内で勉強会を開催し、請負人に対し神戸市工事請負契約約款に基づく必要な資料の提出を徹底させるよう監督員に周知徹底した。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約		
<p>イ 委託監督員の通知</p> <p>本工事は、東灘区の下水汚泥焼却施設の設備更新工事であり、大規模かつ既存設備を稼働しながらの複雑な工事であるとの理由から、本施設の運転管理委託を行っている一般財団法人神戸すまいまちづくり公社（旧一般財団法人神戸市都市整備公社）に、工事監督業務の一部を委託している。</p> <p>「神戸市工事請負契約約款」によれば、発注者は請負人に監督員の氏名を通知しなければならないとされている。</p> <p>しかし、本工事では請負人に対して市の監督員の通知はしていたが、委託監督員の通知をしていなかった。</p> <p>約款に基づき、適切に請負人に委託監督員の氏名を通知すべきである。</p> <p>（建設局下水道河川部工務課）</p> <p>[No.30 東部スラッジセンター 汚泥焼却設備工事]</p>	<p>本指摘事項が発生したのは、神戸市工事請負契約約款に対する認識が不十分であったことが原因である。</p> <p>平成25年2月7日に「設備担当係長会議」を開催し、今後は、このようなことがないよう、市監督員の氏名と共に、委託監督員の氏名を通知することを徹底した。さらに平成25年3月1日に「設計・監督担当者勉強会」を開催し、各所属の機械・電気担当者に周知徹底した。</p> <p>本件については、平成25年2月1日付で委託監督員の氏名を請負人に対し、通知した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約		
<p>ウ 支払いの遅延</p> <p>本業務は、垂水区の下水処理場の脱臭剤取替え作業である。</p> <p>「神戸市契約規則」によれば、契約金の支払いは検査に合格し、かつ引渡しを受けた後、契約の相手方から請求のあった日から規定以内に支払わなければならないとされている。</p> <p>しかし、本業務では契約の相手方の請求を受けてから規定以内に支払われてはいたものの、検査日から支払いまで長期間を要していた。</p> <p>契約の相手方と連携を密にし、支払いにかかる所定の手続きをすみやかに進めるべきである。</p> <p>(建設局西水環境センター管理課)</p> <p>[No.43 垂水処理場 本場水処理系他 脱臭剤取替]</p>	<p>本指摘事項が発生したのは、請負人に請求書を提出するよう依頼していたが、結果として請負人への指導が十分ではなく請求書の提出に時間を要していたことが原因である。</p> <p>平成 25 年 2 月 7 日に「設備担当係長会議」を開催し、今後は、その他請負契約について業務の発注管理簿を作成し、請求書の未達について、業者へ請求書送付を期日を定めて督促するなど、契約の相手方との連携を密にし、支払の手続きをすみやかに進めるよう周知徹底した。さらに平成 25 年 3 月 1 日に「設計・監督担当者勉強会」を開催し、各所属の機械・電気担当者に周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
<p>ア 建設リサイクル法の通知</p> <p>本工事は、垂水区の道路舗装の補修工事である。</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 11 条では、地方公共団体が発注する工事で、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を使用若しくは排出する工事については、発注者が工事着手前に必要事項を都道府県知事（神戸市の場合は神戸市長）にその旨を通知しなければならないとされている。</p> <p>しかし、本工事では通知をしていなかった。</p> <p>法令を遵守し適正に処理すべきである。</p> <p>（建設局垂水建設事務所）</p> <p>[No.25 舞子多聞線舗装補修工事]</p>	<p>平成 25 年 3 月 4 日に所内で勉強会を開催し、法の規定に基づき適正な処理を行うため、職員が直接持参して書類の提出を行うことを確認し、周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>ウ 防火区画の貫通処理</p> <p>「建築基準法施行令」によれば、防火区画を配管等が貫通する場合、次のいずれかに適合しなければならないとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貫通する部分からそれぞれ両側に 1m以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。 ・配管等の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。 ・国土交通大臣の認定を受けたもので造ること。 <p>しかし、以下の工事では防火区画を貫通する排水管の外径が国土交通大臣の定める数値を超えているにもかかわらず、両側 1 m を不燃材で覆うなどの必要な処置をしていなかったものや、防火区画を貫通する冷温水管の保温材が不燃材料でなかったものがあるなど、一部が法令に適合していなかった。</p> <p>法令に基づき適正に施工すべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[No.62 須磨区役所建設給排水設備工事]</p> <p>[No.76 勤労会館空調用冷温水配管・ファンコイルユニット更新工事]</p>	<p>これらは、防火区画の貫通処理方法に関して、発注者・請負人とも十分な理解や確認ができていなかったことが原因である。</p> <p>平成 25 年 2 月 22 日の課内会議において、防火区画に関する法令に定められている工法について研修を行った。また、既に課内で運用している「設計・積算チェックリスト」に指摘項目を追記し、改定を行った。</p> <p>「須磨区役所建設給排水設備工事」については、補修工事を平成 25 年 4 月 14 日に完了。</p> <p>「勤労会館空調用冷温水配管・ファンコイルユニット更新工事」については、施工方法や施工時期を含め施設管理者等との協議を進めており、早急に対策を行う。</p>	<p>措置方針等</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
<p>エ 指定路線における検定合格警備員の未配置</p> <p>工事で交通誘導員を設置する場合、「兵庫県公安委員会告示第 139 号」で指定する路線においては、「警備業法」第 18 条に基づく検定合格警備員の配置が義務付けられている。</p> <p>しかし、以下の工事においては指定路線で交通誘導員の設置が必要な工事を施工していながら、検定合格警備員が配置されていなかった。</p> <p>法令を遵守するよう、特記仕様書に条件を明示するとともに請負人を適切に指導すべきである。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[No.13 鈴蘭台地区他歩道段差解消工事] (建設局西部建設事務所)</p> <p>[No.15 新須磨区役所周辺歩道整備工事]</p>	<p>[No.13]</p> <p>本工事は、施工箇所が点在しているため、一部指定路線があることを見落とし、特記仕様書に条件を明示していなかったことが原因と考えている。平成 25 年 2 月 21 日に所内で勉強会を開催し、発注時には特記仕様書に検定合格警備員の配置について必要な事項を明示するとともに請負人への指導を徹底するよう周知徹底した。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[No.15]</p> <p>平成 25 年 2 月 28 日に西部建設事務所内で勉強会を開催し、発注時には特記仕様書に検定合格警備員の配置について必要な事項を明示するとともに請負人への指導を徹底するよう周知徹底した。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>オ 監督員の指定</p> <p>「神戸市工事監督規程」では、監督員は、総括監督員、主任監督員、担当監督員としており、総括監督員は工事の監督の事務を掌理し、他の監督員を指揮監督するものとしている。</p> <p>また、「建築工事監督要綱」においては、総括監督員には工事を担当する課の長又はこれに準ずる職にある者（課長級職員）を充てることと規定している。</p> <p>しかし、以下の工事では総括監督員に工事を担当する課長級職員がいるにもかかわらず、係長級職員を指定していた。</p> <p>規程に基づき、適切に総括監督員を指定すべきである。</p> <p>（消防局総務部施設課）</p> <p>[No.79 消防救急デジタル無線システム設置工事]</p> <p>[No.80 神戸市危機管理センター電話設備新設工事]</p> <p>[No.81 神戸市消防局(消防署等)電話設備工事(その1)]</p>	<p>平成 25 年 2 月 25 日に監督員指定（変更）を行い、総括監督員を課長級に変更するとともに、請負人に通知した。</p> <p>各級監督員の役割について、平成 25 年 3 月 6 日の課内会議において周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
<p>カ 工事の安全管理</p> <p>平成 22 年度は工事事故が多発していることから、平成 22 年 11 月に事故防止の啓発のために神戸市工事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」が発令された。その後、各局による取り組みの効果などもあり、事故発生の沈静化をうけ平成 24 年 9 月 10 日に「宣言」が解除された。</p> <p>しかし、以下の事例は安全にかかる不徹底であり、宣言は解除されたが引き続き必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるとともに、請負人への指導を厳重に行うべきである。</p> <p>① 道路上の工事については、「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき保安施設等を設置しなければならないが、不十分であったもの (建設局北建設事務所) [No.13 鈴蘭台地区他歩道段差解消工事] (建設局西建設事務所) [No.28 平成 23 年度(後期)交通安全施設単価契約工事その 3]</p> <p>② 車両の通行を想定していない歩道において、路面の保護なしに工事用車両を乗り入れて作業を行っており、舗装材等が破損する恐れがあったもの (建設局中部建設事務所) [No.5 山本通電線共同溝整備工事その 2] (建設局西建設事務所) [No.17 有瀬池上線歩道段差解消工事] (建設局北建設事務所) [No.21 北管内道路災害復旧工事(その 3)]</p> <p>③ 長田区の中学校の機械設備工事において、エアコン室外機を校舎屋上に搬入する際に、ヘルメットを着用せずに作業を行っていたもの (都市計画総局建築技術部設備課) [No.70 西代中学校耐震補強他機械設備工事]</p>	<p>(建設局) [No.13]</p> <p>① 請負人が「道路工事現場における保安施設等の設置基準」を遵守していなかったこと並びに監督員の指導及び確認が十分でなかったことが原因である。平成 25 年 2 月 21 日に所内で勉強会を開催し、請負人にこの基準に基づく安全対策の徹底を指導し、さらに監督員の確認を徹底するよう周知徹底した。</p> <p>(建設局北建設事務所) [No.28]</p> <p>① 平成 25 年 3 月 7 日に所内で勉強会を開催し、請負人に対しては、契約締結後速やかに、「歩道上の作業においては、保安柵やセーフティーコーン等の設置などにより歩行者通路の確保や作業区域の明確な区分を行うこと」や「現場の状況上、やむを得ず歩道上で作業する際には、舗装保護のための必要な措置を講ずること」と指導するよう職員に周知徹底した。</p> <p>(建設局西建設事務所) [No.5]</p> <p>② 請負人が歩道への乗り上げ行為を安易に考え、下請負人等への徹底が不十分であったことが原因である。</p> <p>事務所内において、平成 25 年 2 月 19 日に監督に関する係会議を開催し、施工計画書作成時の打合せ等で請負人に確認、指導するとともに、現地立会い時に確認するよう周知徹底した。平成 25 年 2 月 27 日には中部建設事務所管内工事請負人に対し工事安全対策協議会を開催し、安全な作業について指導及び周知徹底した。</p> <p>(建設局中部建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>カ 工事の安全管理</p> <p>④ 兵庫区の駐輪場整備工事において、高所作業車による作業の際に、開口部を開けた状態で作業を行っていたため、安全帯の使用等による墜落防止の措置を講じる必要があったもの (建設局中部建設事務所) [No.18 湊川駐輪場整備工事]</p> <p>⑤ 兵庫区の高齢者介護支援センターの改修工事において、脚立の天板に上がり片足をルーバーに掛け不安定な姿勢で検尺作業を行っていたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 浜山高齢者介護支援センター外壁改修工事]</p>	<p>[No.17]</p> <p>② 平成 25 年 3 月 7 日に所内で勉強会を開催し、請負人に対しては、契約締結後速やかに、「現場の状況上、やむを得ず歩道上で作業する際には、舗装保護のための必要な措置を講ずること」と指導するよう職員に周知徹底した。 (建設局西建設事務所)</p> <p>[No.21]</p> <p>② 請負人が歩道への乗り上げ行為を安易に考え、下請負人等への徹底が不十分であったこと、そして道路管理者としての道路の養生に努める必要があったが監督員による指導及び確認が十分でなかったことが原因である。 平成 25 年 2 月 21 日に所内で勉強会を開催し、請負人に対する指導を徹底するよう周知徹底した。 (建設局北建設事務所)</p> <p>[No.18]</p> <p>④ 請負人の安全に対する認識不足ならびに発注者側の指導及び確認が十分でなかったことが原因である。 事務所内において、平成 25 年 2 月 19 日に安全作業に係る係会議を開催し、請負人に対し安全衛生規則の遵守を徹底させ、さらに監督員の現場対応を徹底するよう周知徹底した。平成 25 年 2 月 27 日には中部建設事務所管内工事請負人に対し工事安全対策協議会を開催し、安全な作業について指導及び周知徹底した。 (建設局中部建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
<p>キ 事故の再発防止</p> <p>須磨区の歩道整備工事において、水路（ボックスカルバート）を敷設するため掘削及び既設水路の取り壊しを行っていたところ隣接する石積擁壁及び宅地内にクラックを生じさせる事故が発生している。</p> <p>このような事故が発生する要因として、請負人が行うべき事前調査や施工方法の検討などが不十分なことが挙げられるが、監督課としても事故が生じた現状を真摯に受け止め、再発防止のための原因の究明とその対策の検討を行うとともに、請負人への指導を厳重に行うなど事故再発防止の徹底を図るべきである。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p> <p>[No.14 山麓線(須磨寺・高倉地区)歩道整備工事]</p>	<p>今回の内容について、平成 25 年 2 月 28 日に西部建設事務所内で勉強会を開催し、事故の再発防止の徹底を図るため、本事例を職員に周知するとともに、職員が設計時及び工事着手前に周辺既設構造物への影響について現地で十分な事前調査を実施するよう周知徹底した。また工事中の安全確保のため本市監督員と緊密な連絡を取るよう請負人を指導し、安全対策を必要とする事態が発生した場合には、工事箇所周辺に支障を及ぼさないよう監督員から請負人に対し早急に適切な対策を指示すること、そして発注時には特記仕様書に条件を明示することを周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>ク 資材規格・数量の確認</p> <p>「公共建築工事標準仕様書」では，現場に搬入した材料は，種別ごとに監督職員の検査を受けることとし，設計図書に定める規格，基準等の規格証明書が添付された材料は，設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができるとしている。なお，「神戸市工事監督規程」に基づく「建築工事監督技術基準」で監督員は，鉄筋や鉄骨といった鋼材はミルシートの提出をうけ，全数について規格等を検査することとしている。</p> <p>しかし，以下の工事では監督員による鋼材の材料検査が十分でなかった。</p> <p>構造部材となる鋼材の規格・数量は適切に確認すべきである。</p> <p>① 垂水区の小学校のエレベーター棟増築工事において，エレベーターシャフト内柱及び天井吊ベームに使用された鉄骨のミルシートが提出されていなかったもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.50 本多聞小学校他1校エレベーター棟増築工事]</p> <p>② 北区の児童館・地域福祉センターの新築工事において，躯体工事に使用された鉄筋のミルシートが，一部提出されていなかったもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.46 (仮称)箕谷児童館・地域福祉センター新築工事]</p> <p>③ 神戸新交通ポートアイランド線の駅舎エスカレーターの整備工事において，工事に使用していない鉄骨のミルシートが混在して提出されていたもの (神戸新交通㈱運輸技術部施設課) [No.89 京コンビューター前駅エスカレーター整備工事]</p>	<p>(都市計画総局)</p> <p>①②これらは，鉄筋・鉄骨の全数において，ミルシートの提出を受けて確認し，材料検査すべきところを，請負業者の一部提出漏れと監督員の確認，検査が不十分であったことが原因である。</p> <p>「建築工事特記仕様書」や「工事監督のチェックリスト」について，鉄筋・鉄骨の全数についてのミルシートによる確認と材料検査の徹底について理解を深めるために，平成25年3月13日，14日の課内研修に行い，周知徹底を図った。</p> <p>(神戸新交通㈱)</p> <p>③ 提出図書の内容確認について，複数の係員でチェックする等厳格に実施するように，平成25年3月8日の課内会議において施設課員に周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>ケ 危険物貯蔵所の完成検査</p> <p>本工事は、須磨区役所建設に伴う電気設備工事であり、非常用発電機の燃料を貯蔵する危険物貯蔵所を設置している。</p> <p>「消防法」では、危険物貯蔵所は市町村長等が行う完成検査（以下、「危険物貯蔵所完成検査」という。）を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用することができないとされている。</p> <p>しかし、本工事では危険物貯蔵所完成検査が、工事目的物の引渡しを受けた後に行われていたため、引渡しを受けた完成物の一部を使用することができない状態になっていた。</p> <p>検査員による工事完成検査までに危険物貯蔵所完成検査を行うべきである。</p> <p>（都市計画総局建築技術部設備課） [No.64 須磨区役所建設電気設備工事]</p>	<p>これは、消防法令に基づき、事前に消防局に「完成検査申請書」を提出し、検査日程の調整を行ったが、工事の完成日と消防局の検査日程との調整がつかず、やむをえず、引渡しの6日後に危険物貯蔵所の完成検査を受けることとなったものである。</p> <p>区役所の供用開始が平成25年5月7日であったことから、施設運用上は支障があるものではなかったものの、工事完成検査までに受検することができなかった。</p> <p>公共建築工事標準仕様書によれば、官公署等の検査対応も工期内に行うことと解釈されることから、再発防止に向け、官公署への申請手続きや検査の日程調整の重要性を再認識するため、平成25年2月22日の課内会議において周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>